論文式試験問題集 〔行政法〕

[行政法]

次の文章を読んで、後記の [設問] に答えなさい。

Xは、Y市において、道路運送法(以下、「法」とする。)に基づきY地方運輸局長による一般常用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の許可を受け、同事業を営む法人である。Xは、平成28年1月ころから、Y市において急速に運送事業を拡大し、約160台の事業用自動車を保有し、Y市内においてこれらを日々運行させて営業している。

Y市は、人口 10 万人以上の都市であり、自動車交通量が多く、タクシーの平均走行キロ数がほかの地域と比較して高い地域である。Y市では、以前から、市民やマスメディアの間で、タクシーの無謀運転による交通事故の増加が指摘されていた。

この指摘を受け、Y地方運輸局長は、旅客自動車運送事業規則(以下、「規則」とする。)22条に基づき、 平成28年10月28日付けの公示をもって、新たにY地方交通圏を乗務距離の規制地域(特定地域)として 指定した。また、Y地方運輸局長は、Y運局第128号基準(以下、「本件基準①」とする。)において、乗 務距離の最高限度をタクシー運転者について270kmと定め、乗務距離の最高限度違反につき、Y運局第 212号基準(以下、「本件基準②」とする。)において、行政処分等の基準を定め、それぞれ公示した。

規則 22 条は、タクシーの無謀運転が社会問題となっていた昭和 33 年に導入されたものであり、歩合給中心の給与体系やノルマ設定を背景に、タクシーの運転者が、営業収入増を図るために乗務距離を稼ごうとするあまり、過労運転や最高速度違反その他の危険運転に及びやすい傾向が生じたため、これを心理的に抑制することにより、輸送の安全確保を目的として導入されたものである。この傾向自体は今現在でも生じていないとはいえず、規制の必要性はなお存在する。

Y地方運輸局長は、平成29年8月22日、Xの本社営業所に対して定期監査を実施した。その結果、Xは、Xの事業規模等から合理的に算出された基準車両数が150台であるにもかかわらず、監査時には車両数160台を保有していたため、監査時車両数を基準車両数よりも増加させている事業者(本件基準②(エ))に当たることが明らかとなった。また、乗務距離の最高限度規制につき、未遵守率4%(約10km超過)の最高限度違反(初違反)となっていることが明らかとなった。そこで、Y地方運輸局長は、平成29年9月15日付で、Xに対し、違反事実につき、法40条に基づき、15日間の自動車使用停止処分(以下「本件処分」とする。)を行う予定である旨通知した。なお、本件処分を行う国土交通大臣の権限は、法88条2項により、地方運輸局長に委任されている。

法 40 条に基づく処分の内容は、公表されない取り扱いとなっている。もっとも、Xは、大手ホテルや病院、飲食店と契約を締結し、配車依頼を受けた場合に、配車・送迎のサービスも行っているため、配車等の対応が滞ることを危惧し、通知の翌日から、日々の最高限度規制に違反しないよう、個々のタクシー走行距離を 260km 程度におさえるよう、乗務計画を暫定的に改定し、管理することを余儀なくされた。しかし、160 台ものタクシーを暫定的に管理することは困難であるし、本件基準①の規制によって、Xのタクシー事業が大幅に制約されるのはおかしいと考えた。また、本件基準②の(x)により、y市において急速に運送事業を拡大した事業者のみ行政処分が加重される結果となるのもおかしいと考えた。そこで、xは、国を相手に、本件処分の差止(行政事件訴訟法 x0 条 x1 項、以下「行訴法」とする。)を求め、訴えを提起した。

[設問1]

本件差止訴訟における、「重大な損害が生ずるおそれ」(行訴法 37条の4第1項・同2項)の要件につき、Xはどのように主張すべきか。予想される国の反論を想定しつつ検討しなさい。

[設問2]

本件処分は適法か。下線部における、本件基準②の法的性質に留意しつつ、本件基準②(エ)に関する適

法性に絞って、検討しなさい。なお、手続上の違法性については検討しなくてよい。また、規則 22 条は合 憲かつ適法であることを前提とすること。

[資料1]

○道路運送法

(目的)

第一条 この法律は、……(略)……,道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第四条 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 2 (略)

(許可基準)

第六条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(事業計画の変更)

第十五条 1, 2 (略)

3 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 略

(輸送の安全等)

第二十七条

1, 2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員(次項において「運転者等」という。)の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

(許可の取消し等)

第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した 条件に違反したとき。

二~三 (略)

(都道府県等の処理する事務等)

第八十八条 (略)

2 第二章, 第二章の二及び第四章からこの章までに規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるとこ

ろにより、地方運輸局長に委任することができる。

3 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、……(略)……,運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

[資料2]

○旅客自動車運送事業運輸規則

(乗務距離の最高限度等)

第二十二条 交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車 運送事業者は、次項の規定により地方運輸局長が定める乗務距離の最高限度を超えて当該営業所に属する 運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。

- 2 前項の乗務距離の最高限度は、当該地域における道路及び交通の状況並びに輸送の状態に応じ、当該営業所に属する事業用自動車の運行の安全を阻害するおそれのないよう、地方運輸局長が定めるものとする。
- 3 地方運輸局長は、第一項の地域の指定をし、及び前項の乗務距離の最高限度を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

[資料3]

○平成28年Y運局第128号基準(本件基準①)

乗務距離の最高限度 乗務(出庫から帰車までの連続した勤務をいう。)当たりの乗務距離の最高限度は 270km とする。

- ○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成28年Y運局第212号基準本件基準②)
- (ア) 行政処分等の種類について
- ①勧告,②警告,③自動車その他の輸送施設の使用停止処分,④事業の停止処分,⑤営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令,⑥許可の取消処分
- (イ) 違反回数の基準
 - ①初違反(当該違反を確認した日から過去三年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合)
 - ②再違反(当該違反を確認した日から過去三年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等 を一度受けている場合)
 - ③再々違反以上の累積違反(当該違反を確認した日から過去三年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を二度以上受けている場合)
- (ウ) 違反行為ごとの行政処分等の原則的な基準
 - ①未遵守率5%未満

初違反の場合には警告, 再違反の場合には20日の自動車等使用停止処分

- ②未遵守率5%以上50%未満
 - 初違反の場合には20日、再違反の場合には50日の自動車等使用停止処分
- ③未遵守率50%以上

初違反の場合には30日、再違反の場合には90日の自動車等使用停止処分

(エ) 特定地域における車両数の増減による処分の加重

監査時車両数を基準車両数よりも増加させている事業者による違反につき、自動車等使用停止日数を 3.5倍に加重して(警告については15日の自動車等使用停止処分に加重して)取り扱う。